

(第1回変更) 契約変更の内容

契約変更年月日	平成 31年 3月 5日
契約業者名	阪神高速技研(株)
契約業者の住所	大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル23F
業務の名称	管理事業情報の共有化に関する検討及びシステム構築業務(平成30年度)
業務場所	阪神高速道路株式会社が指定する場所
業務種別	(その他)
業務概要	業務支援システムの データ共有化のための 検討及びシステムの 構築を行う。
業務期間(自)	平成 30年 9月 21日
業務期間(至)	平成 31年 3月 25日
契約金額	85,762,800 円
変更金額	1,555,200 円 増
変更後の契約金額	87,318,000 円
変更理由	別紙のとおり

※金額は、税込みである。

変更契約理由書

管理事業情報の共有化に関する検討及びシステム構築業務（平成30年度）
（第1回変更）

第5章 業務内容

5-1 管理事業情報の共有化に関する検討【変更】

当初、管理事業情報の共有化システムの機能、画面等の詳細な概略設計を見込んでいたが、他システムとの連携に係る機能構築を優先して行ったため、本業務では詳細な概略設計を行わないこととする。

5-2 管理事業情報の共有化システムの構築

5-2-2 GIS情報基盤の機能追加

（1）設計【変更】

総合防災ポータル連携機能【追加】

総合防災ポータルとの個別連携（道路構造物損傷のGIS表示）をするため、機能を構築するもの。

電子地図複製利用登録機能【追加】

電子地図の複製利用にあたり、適切に利用状況を管理するため、利用目的、数量などを登録する機能を構築する。

第6章 業務期間【変更】

電子地図複製利用登録機能の搭載に時間を要するため、業務期間を平成31年3月25日まで延期する。

第8章 成果品【変更】

業務報告書の提出をとりやめ、電子成果品のみの提出とする。